

## 各都道府県に移管された高校奨学金事業の運営について(文部科学大臣宛て)

移管された高校奨学金事業を継続かつ安定して運営していく態勢が十分に確保されていない

府県に対する高等学校等奨学金事業交付金交付額(支出) 575億8671万円

### 1 各都道府県に移管された高校奨学金事業等の概要

独立行政法人日本学生支援機構（平成16年3月31日以前は日本育英会）が実施していた高校奨学金事業（以下「機構奨学金事業」という。）は、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月閣議決定）を踏まえて、平成17年度以降の入学者から各都道府県に順次移管されることとなった。これを受け、文部科学省は、移管後に都道府県が実施する高校奨学金事業（以下「移管奨学金事業」という。）の奨学資金に充てるため、17年度から、各都道府県に対して高等学校等奨学金事業交付金（以下「交付金」という。）を交付している。

文部科学省は、移管奨学金事業について、移管から一定の期間が経過すると奨学生からの返還金が生じ、これが奨学資金に充当されて次の奨学金の貸与へと循環していくことを考慮して、機構奨学金事業における実績値（当年度回収率84%、過年度回収率13%）等により移管奨学金事業の将来的な収支等を試算している。そして、同省は、この試算結果から、各都道府県が機構奨学金事業と同様の制度を設け、機構奨学金事業における貸与水準と回収率を維持しつつ交付金及び返還金を奨学資金として移管奨学金事業を運営した場合、交付金として約2000億円を10～15年間かけて交付することとすれば、事業を交付金の交付終了後も継続かつ安定して運営していくことは十分に可能であるとしている。

各都道府県が運営している移管奨学金事業は、①交付金と交付金を原資とした奨学金に係る返還金のみを奨学資金としているものと、②交付金に都道府県が調達した資金を合わせた資金とこれらを原資とした奨学金に係る返還金とを奨学資金としているものとに大別することができ、多くは、現在、後者に該当している。

### 2 本院の検査結果

移管奨学金事業を将来にわたって継続かつ安定して運営していくことが可能となっているかなどに着眼して、20府県の移管奨学金事業（17年度から22年度までの交付金交付額計820億5055万余円）を対象として検査した。

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 移管奨学金事業を適切に運営することの可能性について

文部科学省の試算においては、当年度回収率を84%、過年度回収率を13%と設定しているのに対して、移管奨学金事業における直近の回収率（21年度実績）は、8府県では同省の試算における当年度回収率及び過年度回収率を下回っており、3県では当年度回収率のみ、1県では過年度回収率のみ、それぞれ下回っている状況となっていた。

また、移管奨学金事業における将来的な収支予測等の実施状況について確認したところ、9府県では収支予測等を実施しておらず、11府県では収支予測等を実施していたものの、その内容等については区々となっており、このうちの8府県では、将来、交付金及び返還金だけでは奨学資金に不足が生ずると予測されている状況で、事業を将来にわたって継続かつ安定して運営していくことが可能となっているかについて不透明な状況であった。

このような状況を踏まえ、20府県が運営している移管奨学金事業について、各府県における実績値を使用するとともに、文部科学省の試算手法に準拠するなどして、本院において、43年度末までの収支等を府県ごとに試算して、事業を継続かつ安定して運営していくことが可能となっているかなどについて検証した。

本院の試算結果によれば、貸与水準を維持していくとした場合、京都、大阪両府、茨城、神奈川、長野、愛知、兵庫、愛媛、福岡、長崎、熊本各県の11府県では、交付金及び返還金だけでは奨学資金が不足し、各府県においてその不足分を負担する必要が生ずることになると予測される。なお、返還期日が到来しているのに未返還となっている奨学金が年度の経過に伴って累積すると予想されたことから、当該年度に回収すべき奨学金の総額（当該年度に返還期日が到来する奨学金の額と前年度末の未返還残高との合計額）に対する当該年度末の未返還残高の比率（未返還残高比率）についても検討したところ、8府県においては、43年度末の未返還残高比率が60%を超えていると予測される。

このように、上記の11府県が運営する移管奨学金事業（17年度から22年度までの交付金交付額計575億8671万余円）については、事業を継続かつ安定して運営していく態勢が十分に確保されておらず、このため、将来的に、移管奨学金事業の運営において奨学資金が不足するなどの事態が生じ、貸与水準が大幅に低下したり、生徒の奨学金に対する需要を大きく損なったりなどするおそれがある。

## (2) 移管奨学金事業における回収事務の実施体制等について

20府県における回収率向上のための施策等の導入状況と回収率についてみると、法的措置の実施や回収業務委託等による回収等を行っていない府県においては、回収率が低い傾向が見受けられる。

また、移管奨学金事業の進展により、今後、回収しなければならない奨学金の額等が増大していくことなどから、事業を将来にわたって継続かつ安定して運営していくためには、回収事務の実施体制等の整備を図ることがより重要となる。

したがって、各都道府県において、効率的かつ効果的な回収事務の実施体制等について十分に検討し、将来にわたって移管奨学金事業を継続かつ安定して運営することができるよう回収事務の実施体制等の整備を図る必要がある。

## 3 本院が表示する意見

文部科学省は、高校奨学金事業の担うセーフティネットとしての社会的な役割等に鑑み、機構奨学金事業を都道府県に移管した後も貸与水準が維持されるよう交付金を交付しており、今後も多額の交付金を都道府県に対して交付することとしている。

については、移管奨学金事業において、交付金の交付が行われている期間はもとよりその交付終了後においても、必要となる奨学資金が不足し、奨学金の貸与を必要とする生徒への貸与が十分に行われないこととなる事態の発生を抑止するとともに、高校奨学金事業が有する社会的な役割等が損なわれることのないよう、文部科学省において、移管奨学金事業の適切な運営の確保を図るよう次のとおり意見を表示する。

- ア 各都道府県に対して、財源措置の内容等について、再度、周知徹底を図るとともに、適時適切に移管奨学金事業における收支予測等を実施したり見直したりすることなどについて周知すること
- イ 移管奨学金事業の運営状況等の実態について適時適切に調査するなどして的確に把握すること
- ウ 上記イの調査結果等に基づき、将来的な收支予測等の結果等に基づいて必要な対応策等を講ずること、回収率の向上を図るための具体的な施策を十分に講ずることについて、各都道府県に必要な助言等を行うこと